

2021年7月17日

各 位

「クラシカルメイド」商標登録異議申立て PJ

## 登録商標「クラシカルメイド」に関する 商標登録異議申立手続の完了について

—異議申立の理由と証拠を特許庁に提出しました—

登録商標「クラシカルメイド」（登録第6368326号。以下「本件商標」といいます）に関する商標登録異議申立てに関し、2021年7月5日付で商標登録異議申立ての詳細な理由を記載した「手続補正書」及び証拠一式を特許庁に対して提出したことをお知らせします。

私たちは、2021年4月19日付で特許庁長官に対して本申立てを行って以降、さらなる証拠及び詳細な申立理由を準備してきました。今後は、提出した申立理由及び証拠をもとに、本件商標の登録維持の可否について特許庁審判部による審理が行われることになります。

以後、本申立てについて公表するべき事実が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

### ■商標登録異議の申立て制度について

商標登録異議申立て制度は、特許庁による商標登録の判断について広く是正の機会を設けることにより、商標制度への信頼を高めることを目的とした商標法に基づく制度です。利害関係を問わず誰でも申立てることができます。

### ■これまでの経緯

2021年3月24日 本件商標登録査定  
4月14日 商標公報発行  
4月19日 商標登録異議申立て  
7月 5日 手続補正書・証拠提出

### ■根拠法条

商標法第43条の2第1号

## ■異議申立理由の要旨

本申立てにおける異議申立理由の要旨は次のとおりです。

- (1) 本件商標の第 25 類指定商品のうち、メイド服またはメイド服等を構成もしくはメイド服とともに着用される衣類にかかる指定商品（エプロン、靴下、ネクタイ、仮装用衣服、洋服、ワイシャツ類、靴類）について本件商標を使用したとしても、単にその商品の品質や内容を表示したに過ぎない（商標法第 3 条第 1 項第 3 号）から、本件商標は自他商品識別力を有さず独占適応性を欠く。
- (2) 飲食店の取引者需要者において、「クラシカルメイド」は飲食店の従業員が着用する制服、特にメイド服の種類を表すものとして容易に理解される。そして、飲食店のうち特にメイド喫茶等はその従業員が飲食物の提供にあたって、制服としてメイド服を着用することにこそ、その役務提供の 特徴があることを考慮すれば、本件商標は役務の提供の質、態様またはその他の特徴を普通に用いられる方法で表示するもの（商標法第 3 条第 1 項第 3 号）に該当するから、自他商品識別力を有さない。
- (3) 商標権者が出願時に提出した早期審査に関する事情説明書の記載によっても、本件商標が使用の結果として自他商品 識別力を獲得し、登録査定時において、需要者が何人の商品役務であるかを認識可能な状態に至っているとはいえない。
- (4) 服飾業界の取引者需要者にとって本件商標は、メイド服を指すものとして理解されるが、本件商標の第 25 類指定商品の中には、メイド服を構成しない衣服が含まれる。これらの指定商品に本件商標「クラシカルメイド」が使用された場合、服飾業界の取引者需要者は、その商品の内容がメイド服を構成する衣服であると通常認識するから、本件商標の指定商品として上記の各指定商品を指定することは、その商品の品質について、誤認を招くものであるというべきである。よって、本件商標は商標法第 4 条第 1 項第 16 号に該当し、商標登録を受けることができない。

## ■今後の予定

特許庁審判部による審理の結果、本件商標登録の全部または一部について取消理由があるときは、取消理由通知が発行され、商標権者に反論の機会が与えられます。この場合、特許庁は商標権者から提出された意見を斟酌した上で決定を行います。仮に本件商標登録の全部または一部を取消しが決定された場合、商標権者は知的財産高等裁判所に特許庁長官を相手方として取消訴訟を提起することができます

一方、本件商標登録を維持するべきであると判断された場合は、本件商標を維持する旨の決定が出されます。この場合、当該決定について異議申立人は取消訴訟等を提起することができず、当該決定は確定することになります。

### ■商標登録異議申立人代表者コメント

この度、商標登録異議申立てに関する手続補正書及び書証一式を特許庁に提出しました。

今回の提出をもって商標登録異議申立てに関する一連の手続きは完了し、今後は特許庁審判部による審理が行われます。

本申立てに際しては、アンケート調査にメイド喫茶等の経営者、従業員並びに顧客のみなさまから多くの回答を頂いたほか、アンケート調査への回答以外にも各種資料や情報の提供について多くの方からご協力を頂きました。異議申立人一同を代表して、みなさまのご協力に衷心より御礼申し上げます。

本年3月に本件商標が商標登録されて以降、一部で店名やイベント名、通信販売商品の名称を変更する動きもあったと聞き及びます。このような影響が商標登録後に生じること自体、本件商標が商標法上求められている自他商品識別力を欠いている証左であると考えています。しばしば誤解される点ですが、商標法の目的は商標それ自体を保護することではありません。今回の異議申立てによって、服飾業界及び飲食業界において多くの取引者が使用を欲する本件商標の登録を維持することが商標法の目的——産業の発達への寄与と需要者の保護、すなわち公正な競業秩序の維持——に反するという私たちの主張について、審判官各位にご理解頂けることを確信しています。

2021年7月

商標登録異議申立人代表者 金子健一

以上

<本件に関するお問合せ先>

「クラシカルメイド」商標登録異議申立て PJ

商標登録異議申立人代表者 金子健一

【E-mail】[trademark2021@nrnk.jp](mailto:trademark2021@nrnk.jp)

【Twitter】@objection2021\_c

【公式 Web】<https://classical-maid.nrnk.jp/>